

岩倉市児童福祉団体関係補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉団体（以下「補助団体」という。）の育成助長を図り、もって児童福祉の増進に寄与するため、児童福祉に関する地域組織活動の育成に資する事業（以下「事業」という。）に必要な経費に対し交付する岩倉市児童福祉団体関係補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象)

第2条 この要綱の規定により市が補助を行うことができる補助団体は、自らの団体の育成に向け事業を実施している団体とする。

(基準額及び補助率)

第3条 前条の規定により補助団体が行う事業に必要な経費の全部又は一部を予算の範囲内において補助をする。

(補助の申請)

第4条 補助金を受けようとする補助団体は、岩倉市児童福祉団体関係補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、事業計画書、収支予算書（様式第1別紙）及び会則を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その決定の内容（これに条件をつけた場合には、その条件を含む。）を岩倉市児童福祉団体関係補助金交付決定通知書（様式第2）により当該補助団体に通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた補助団体は、当該通知に係る補助金交付の決定又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の日から起算して30日以内に補助金交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による申請の取下げのあったときは、当該申請に係る補助

金の交付決定はなかったものとする。

(事業の遂行)

第7条 補助団体は、第1条の目的に従い補助金の公正かつ効率的使用及び事業の誠実な執行に努めなければならない。

2 市長は、補助団体に対し、事業遂行に関し必要な指導を行い、又は報告を求めることができる。

(事業の完了)

第8条 当該決定に係る事業は、4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助団体は、事業を完了したときは、岩倉市児童福祉団体関係補助金実績報告書(様式第3)を市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、収支決算書(様式第3別紙)を添付しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金の額を確定し、補助団体に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、補助団体の請求に基づき交付しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第12条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を事業以外の用途に使用したとき。

(3) 事業内容を中止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(諸帳簿の整理)

第13条 補助団体は、事業に係る経理を明らかにする証拠書類を整備して5年間保存しなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月29日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

児童福祉団体の名称
氏名

年度岩倉市児童福祉団体関係補助金交付申請書

年度岩倉市児童福祉等育成事業についての助成金の交付を受けたいので、
岩倉市児童福祉団体関係補助金交付要綱第4条に基づいて下記のとおり申請し
ます。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 総事業費 | 円 |
| 2 補助金 | 円 |
| 3 添付書類 | |
| (1) 事業計画 | |
| (2) 収支予算書 | |
| (3) 会則 | |

別紙

収 支 予 算 書

収 入 (単位:円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
岩倉市児童福祉団体 関係補助金		
計		

支 出 (単位:円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
補 助 対 象 経 費		
小 計		
対 象 外 経 費		
小 計		
合 計		

備考 1 本事業に要する収入及び支出を記載してください。

2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。

様式第2（第5条関係）

第 年 月 日 号

様

岩倉市長

年度岩倉市児童福祉団体関係補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度岩倉市児童福祉団体関係補助金については、岩倉市児童福祉団体関係補助金交付要綱第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので同条第2項の規定により通知する。

- 1 この補助金の対象となる事業の内容は申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助金の決定額は、次のとおりとする。

金 円

様式第3（第9条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

児童福祉団体の名称
氏名

年度岩倉市児童福祉団体関係補助金実績報告書

岩倉市児童福祉団体関係補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり報告いたします。

事業内容

別紙

収 支 決 算 書

収 入 (単位:円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
岩倉市児童福祉団体 関係補助金		
計		

支 出 (単位:円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
補 助 対 象 経 費		
	小 計	
対 象 外 経 費		
	小 計	
合 計		

備考 1 本事業に要した収入及び支出を記載してください。

2 支出のうち補助対象外経費がない場合は、対象外経費欄に斜線を引いてください。